

平成 28 年度岡山県計画に関する 事後評価

**平成 29 年 9 月
岡山県
令和 3 年 1 1 月 (追記)**

3. 事業の実施状況

平成28年度岡山県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.3】 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成28年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床機能報告結果において、高度急性期を担う病床の割合が高くなっているため、必要な病床への転換を図る必要がある。	
	アウトカム指標：現在4, 222床ある高度急性期病床から当面360床を地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床等へ転換。(目標年度：令和4年度)	
事業の内容(当初計画)	<p>地域における急性期から回復期、在宅医療に至る一連のサービスの総合的な確保が課題になっているが、平成27年度病床機能報告をみると、本県の場合、全国に比べ高度急性期機能を担うとする病床が多い。</p> <p>このことは、高度急性期を脱した後の受入が逆に不足するおそれがあるため、地域における協議を踏まえ、地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床等への転換を促すこととし、転換のための施設整備に対して補助を行う。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	各区域での調整会議の開催(開催回数：75回(5区域で3回/年))	
アウトプット指標(達成値)	県内5地域で、平成28年度においては計8回、平成29年度においては計12回、平成30年度においては計20回、令和元年度においては計16回、令和2年度においては計5回の地域医療構想調整会議が行われた。	

	<p>平成30年度に病床転換に係る具体的な整備計画を定め、地域医療構想調整会議で承認を得た2医療機関が、現在、病院の建替を行い、病床削減(38床)及び病床転換(急性期等から回復期140床)を実施中である。</p>
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できた 観察できなかった → 2医療機関が病床転換に係る施設整備を実施中のため</p> <p>(1) 事業の有効性 令和2年度においては、2医療機関で急性期等から回復期140床の病床転換及び38床の病床削減を実施中であり、地域医療構想の実現に向けた支援に有効である。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域医療構想調整会議において医療機関ごとに事業実施の合意を得ており、真に必要な整備に限定して実施している。また、施設整備に当たっては、医療機関において入札を実施することにより、コストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.27】 小児救急医療電話相談事業	【総事業費】 17,379 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	救急医療のかかり方等について保護者等の理解をより深めることで、適切な救急医療機関の利用を促進していく必要がある。 アウトカム指標：電話相談により、直ちに受診する必要がなくなった人の割合の増加（H27年度：76.5%→R2年度：82.0%）	
事業の内容（当初計画）	平日の19時から翌朝8時、土日祝・年末年始の18時から翌朝8時までの間、急に子どもが体調を崩した際の保護者等からの電話相談に対して、医療機関受診の要否や対処法について看護師等が助言する、電話相談事業を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	小児救急電話相談の件数 （H27年度：16,378件→R2年度：16,800件） ※H28年度：16,400件	
アウトプット指標（達成値）	小児救急電話相談の件数 （H27年度：16,378件→R2年度：9,977件） ※H28年度：15,893件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 電話相談により、直ちに受診する必要がなくなった人の割合の増加観察できた → H27：76.5%→R2：73.3% 毎年委託業者が代わっており、対応や評価が異なることが考えられる。 （1）事業の有効性 夜間・休日に急に子どもが体調を崩した際に、保護者等からの電話相談に対して、医療機関受診の要否や対処法について助言等を行うことにより、適切な救急機関の利用ができる。 （2）事業の効率性 救急医療のかかり方について、保護者等の理解を深め、適切な救急医療機関の利用の促進につながる。	
その他		